

会 議 録

会議の名称	平成27年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第4回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	平成28年2月4日（木） 午後6時00分～午後8時35分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 平成27年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 諮問事項 4 個人情報保有等届出状況の報告について 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

平成27年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成28年2月4日（木）午後6時00分～午後8時35分

2 場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 平成27年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 諮問事項

諮問第30号 内部情報システムについて

諮問第31号 電子調達システムについて

諮問第32号 電子調達システムにかかるオンライン接続について

諮問第33号 利用団体登録管理簿について

諮問第34号 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて

諮問第35号 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムとのオンライン接続について

諮問第36号 データヘルス事業に係る保険者レセプト管理システム等の目的外利用について

諮問第37号 データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について

諮問第38号 基幹系軽自動車税システムについて

諮問第39号 軽自動車検査情報市区町村提供システムのオンライン接続について

諮問第40号 東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトの本人以外収集について

諮問第41号 東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトの外部提供について

諮問第42号 東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトについて

諮問第43号 東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトへのオンライン接続について

諮問第44号 地域リハビリテーション活動支援事業委託について

諮問第45号 住民ボランティア養成事業運営委託について

諮問第46号 小金井市介護支援ボランティアポイント事業運営委託について

諮問第47号 地域包括支援センター運営委託業務について

諮問第48号 社会保険等事務委託について

(3) 個人情報保有等届出状況の報告について

①番号法等施行に伴う変更届（個人番号等追加分）、②庁内における情報交換、会計処理（支払い）業務、③職員社会保険業務、④職員共済組合業務、⑤職員給与支給業務、⑥報酬等支給業務、⑦契約業務、⑧通知カード・個人番号カード関係事務、⑨集会施設管理運営業務、⑩軽自動車税に係る賦課業務、⑪固定資産税・都市計画税賦課業務、⑫認知症総合支援業務、⑬介護支援ボランティアポイント業務、⑭介護保険資格管理業務、⑮後期高齢者医療保険業務、⑯介護保険業務、⑰児童手当の認定及び支給業務廃止届

(4) その他

ア 行政不服審査法の全部改正に伴う小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の一部改正について

イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

松 行 康 夫

【職務代理人】

仮 野 忠 男

【委 員】

朝 倉 和 子 植 草 康 仁 加 藤 進 亀 山 久美子

白 石 孝 多 田 岳 人 樹 一 美 土 屋 義 弘

【市 側】

西岡市長

天野総務部長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<職員課>

梅原職員課長

鈴木人事研修係長

大久保給与厚生係長
笠置人事研修係主事

<管財課>

高橋管財課長

渡邊契約係主任

<市民課>

松井市民課長

<コミュニティ文化課>

平岡コミュニティ文化課長

<保険年金課>

本木保険年金課長

大司高齢者医療係長

<市民税課>

秋元市民税課長

<資産税課>

上石資産税課長

<地域福祉課>

梶野生活福祉担当課長

瀧川地域福祉課専任主査

<自立生活支援課>

堀池自立生活支援課長

<介護福祉課>

高橋介護福祉課長

本木包括支援係長

幕田介護保険係主任

野村包括支援係主事

<健康課>

高橋健康課長

<子育て支援課>

高橋子育て支援課長

福井子育て支援係長

<保育課>

長村給与厚生係主任

中島契約係長

松本市民係主事

伊藤国民健康保険係長

畑野保険年金課主査

中村諸税係長

根本家屋係長

神田生活福祉係長

毛受生活福祉係主任

染谷障害福祉係長

鈴木高齢福祉担当課長

樋口認定係長

薄根介護保険係主任

長谷川包括支援係主事

平岡健康課主査

前川手当助成係長

鈴木保育課長

<庶務課>

河田庶務課長

松下庶務係主任

<議会事務局>

小林議会事務局次長

<総務課>

中村総務課長

郷古情報公関係主任

中島庶務係長

清水庶務調査係長

諏訪情報公関係長

【傍聴者】

0名

【松行会長】

ただいまから平成27年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の連絡をいたします。本日、金澤委員は都合により欠席との連絡を受けておりますので、よろしく申し上げます。なお、白石委員については、遅れて出席されるとの連絡をいただいております。

それでは、まず「平成27年度第3回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既に皆様のお手元に届いているかとは思いますが、訂正等がございますか。

訂正等はないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、ここで新たに市長に就任しました西岡市長より挨拶をお願いします。

【市長】

皆様こんばんは。昨年12月18日より小金井市長に就任いたしました西岡真一郎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。平成27年度第4回小金井市情報公開・個人情報保護審議会の開会に当たりまして、挨拶をさせていただきます。

私は、市政運営に当たっての基本としまして、「対話」、「市民との対話」によって市民の声を市政に反映させることを挙げさせていただいております。そのためには、行政からの積極的な情報発信、情報公開が必要であると考えております。

また、マイナンバー制度により個人番号の利用が開始されるなど、個人情報については、適切に管理させていただくことが当然であると考えてございます。

今回もマイナンバー関連を含めまして、数多くの諮問、報告を行わせていただくところですが、一部、諮問、報告が遅れてしまっている案件があるとの報告を受けております。後ほど担当より順次、説明させていただきますが、委員の皆様、また市民の皆様に御迷惑をおかけすることとなり、大変申し訳なく思っております。

情報公開、個人情報保護制度につきましては、本審議会のお力をおかりする必要があると考えておりますので、各委員皆様のお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。今後ともよろしくお願ひいたします。

【松行会長】

ありがとうございました。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書

による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

初めに、報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが98件、届出廃止に関するものが8件、届出変更に関するものが115件です。

次に諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第11条に基づく「東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトの本人以外収集について」、個人情報保護条例第12条に基づく「データヘルス事業に係る保険者レセプト管理システム等の目的外利用について」、「東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトの外部提供について」、個人情報保護条例第14条に基づく「内部情報システムについて」、「電子調達システムについて」、「利用団体登録管理簿について」、「東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて」、「基幹系軽自動車税システムについて」、「東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「電子調達システムにかかるオンライン接続について」、「東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムとのオンライン接続について」、「軽自動車検査情報市区町村提供システムのオンライン接続について」、「東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトへのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について」、「地域リハビリテーション活動支援事業委託について」、「住民ボランティア養成事業運営委託について」、「小金井市介護支援ボランティアポイント事業運営委託について」、「地域包括支援センター運営委託業務について」、「社会保険等事務委託について」の合計19件です。

細部につきましては、後ほど事務局から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

【松行会長】

承りました。

【総務課長】

大変申し訳ございませんが、市長は公務につき、ここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【松行会長】

審議に入ります前に、今回は御覧いただいているとおり、審議案件が多数ござ

いますので、本日の進行について事務局より説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、説明させていただきます。資料送付の際に御案内いたしましたとおり、今回は、前回までと進行の順序を変更させていただいております。これまで、保有届出等の報告を行った後、諮問案件の審議を行っていただいておりますが、今回は、諮問案件を先に行い、その後、保有届出等の報告を行います。諮問に関連する保有届出等の報告がある場合、諮問と一括して報告を行うことについては、従前と変更はございません。

また、こちらについても御案内いたしました。既に従前から開始されている業務について、今回、諮問、報告を行わせていただく案件がございます。誠に申し訳ございません。こちらにつきましては、通常の諮問案件、報告案件終了後に行わせていただきたいと思っております。そして、前回、複数の資料を参照することが分かりにくいとの御指摘がありましたので、今回は事業概要から様式に至るまで、案件ごとにまとめて一つの資料として、配布をさせていただきます。

以上の手順で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【松行会長】

ただいま事務局より説明がありましたとおり、今回は審議案件が多数ございますので、説明のとおり議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、諮問事項について事務局からの説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局又は担当課から受けることで進めたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、資料の18ページを御覧ください。「庁内における情報交換・会計処理業務及び契約業務について」、情報システム課、管財課の案件でございます。

事業概要につきましては、枠内に記載のとおりであります。事業を営む個人の当該事業に係る情報につきましては、改正前の個人情報保護条例の定義においては、個人情報に含まれておりませんでした。昨年10月の条例改正によって、個人情報に含まれることとなっております。従いまして、これらの業務に利用されている内部情報システム、電子調達システム及び小額等随意契約関係の様式につきまして、個人事業主に関わる情報について、諮問及び届出の報告をさせて

いただきます。

20ページを御覧ください。諮問第30号「内部情報システムについて」でございます。個人情報の記録項目の内、事業を営む個人の当該事業に係る情報として、12から22番までの記録項目を電子計算組織にて処理することについて諮問するものです。続きまして21ページ、諮問第31号「電子調達システムについて」でございます。こちらにつきましても、内部情報システムの諮問内容と同様に、個人情報の記録項目の1から15までの項目を、電子計算組織にて処理することについて諮問するものです。続きまして22ページ、「電子調達システムにかかるオンライン接続について」でございます。自治体の入札に関する手続きをインターネット上から行うことができるサービスを「電子調達サービス」といいますが、電子調達サービスにつきましても、オンラインでの接続を行うことでサービスを行いますことから、オンライン接続に関しての諮問でございます。市が接続する相手としましては、東京電子自治体共同運営となり、回線は行政専用ネットワークである、LGWAN回線を使用します。23ページにオンラインのイメージ図を載せてございますので、御参照ください。

続きまして24ページです。ただいま説明いたしました諮問案件と同様の内容として、24ページに「電子調達システム」、25ページに「内部情報システム」の保有届を載せております。また、契約の関係としまして、26ページから33ページに登録申請書等の各種様式についての保有届と当該様式を載せてございます。全て共通して保有する情報は、契約に関する事業を営む個人の当該事業に係る情報でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問等ございましたら、お受けいたします。

【白石委員】

時間が大変切迫しているので、手短かにひとつだけ。

電子調達に関してですが、LGWANは、いろいろな業務で使われているわけですが、もう10年以上経つと思いますが、LGWANに関してこれまでシステムダウンや不具合が発生したことはありますか。全く問題なく運用されていますか。

【情報システム課長】

LGWANの不具合ということでございますけれども、私は平成23年度から

情報システム課長を拝命しておりますが、少なくともこの5年間の中でシステム障害、システムダウンというのでしょうか、そういった大きなものはなかったかと思えます。ただ、例えば一時的に何か不具合が発生したということは、あったのかもしれませんが、業務に支障をきたした不具合等があったということは私の知る限りの情報ではございません。

【白石委員】

ということは、特に業務に支障が出るようなシステム障害などは今までないという理解でよろしいですか。

【情報システム課長】

はい。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、34ページを御覧ください。「集会施設管理運営業務について」、コミュニティ文化課の案件でございます。

市民の利便性に資するため、市内にあります集会施設において活動しております団体の情報をリスト化しまして、これらに参加を希望する市民の方に情報を提供するという事業でございます。団体の代表者等の氏名、連絡先などについて、電子計算組織において処理することから届出、諮問するものでございます。

35ページを御覧ください。諮問第33号「利用団体登録管理簿について」でございます。電子計算組織にて処理される個人情報、個人情報の記録項目の1から5の情報でございます。36ページには、今説明いたしました諮問案件と同様の内容として、「利用団体登録管理簿」の保有届を載せてございます。保有する個人情報は、諮問と同様でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【白石委員】

この業務の性格上、必ずしも情報提供がなければ業務に支障が出るという性格ではなく、自発的に情報を提供するわけですね。そうすると、私が知る自治体

では、自分の個人情報、団体の情報を提供するかどうかについて、意思確認の欄などを設け「提供する、しない」という意思確認があるのですが、小金井市の場合はどうされていますか。

【コミュニティ文化課長】

御指摘のとおり、このような情報提供をご希望された団体のみ記載していただくアンケート形式のようなもので、情報収集をさせていただくことにしております。併せて、今回届出、諮問として設けております5項目の内、場合によっては記載されない項目があってもお受けするという主旨も含めて、対応したいと考えてございます。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは37ページを御覧ください。「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業について」、保険年金課の案件でございます。

市の国民健康保険においては、疾病構造の変化や高齢化、医療技術の高度化等による医療費の増大により、その財政運営は厳しい状況が続いており、健康増進事業、疾病予防事業等、医療費増加抑制の為の事業を推進する必要があるため、優先的に取り組むべき健康課題を明確化すべく、健康・医療情報の分析を行い、対応する保健事業として、三つの事業を実施することとしております。

一つ目は、糖尿病の重症化を予防するため、慢性腎不全に移行するリスクが高い被保険者を対象とした重症化予防指導の実施、二つ目は、特定健康診査結果において、受診勧奨判定値を超えているにもかかわらず医療機関を受診していない被保険者への医療機関の受診勧奨通知、三つ目は、後発医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減について周知する為、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の差額についての通知の実施となります。

これらの保健事業の実施・評価を行うにあたり、専門知識と技術を持つ事業者に委託して業務を実施すること及び医療データ等の目的外利用をすることについて諮問をするものでございます。

39ページを御覧ください。諮問第36号「データヘルス事業に係る保険者レセプト管理システム等の目的外利用について」でございます。目的外利用をする

個人情報の記録の名称は、「保険者レセプト管理システム」、「国保共電システム」、「特定健診等データ管理システム」でございます。目的外利用とする目的につきましては、諮問書のとおりですが、先ほどの概要で説明させていただいた内容と同様でございます。個人情報の内容につきましては、41ページに一覧を載せてございます。そして、戻りまして次に40ページをご覧ください。諮問第37号「データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について」でございます。委託する目的や内容につきましては、今説明してまいりましたとおりでございます。委託する個人情報の内容につきましては、先ほどの諮問第36号と同様の内容となりまして、41ページに載せてございます。

また、42ページから44ページに委託の概要、45ページから48ページに「個人情報保護に関する特記仕様書」、最後に49ページから60ページに厚生労働省による指針を載せてございますので御参照ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【仮野委員】

委託先の民間業者ですが、具体的な業者名はいいのですが、どのような業者を想定しているのでしょうか。

【保険年金課主査】

どのような業者を想定しているかということですが、基本的に被保険者の方が医療機関を受診された際、医療機関がその医療費について請求をするためのレセプトというものがあるのですが、そのレセプトに記載されている傷病名、診療内容を活用して、どの傷病にどのくらいの診療費がかかっているかなどを分析する技術がある業者、医療的知識がある業者を想定しております。

また、委託の内容に保健事業についてもございますので、そういった健康管理や医療の専門的知識と技術のある業者を想定しております。

【仮野委員】

イメージわかないのですが、そのような業者があるのですね。

【土屋委員】

具体的に業者名を挙げてもらっても別にいいのではないかと思いますが、このような業務を行っている業者はあるのですか。

【保険年金課主査】

このような業務を行っている業者は既にあります。この事業は、先ほどの説明のとおり国の指針に基づいての事業になりますので、他市において既に実施している事例もあります。他市の事例から挙げるとしますと、情報通信業の業者に委託している事例があるという情報はありますが、医療分析技術がある業者を幅広く検討したいと考えております。また、どのような内容で事業を実施するのかということについても併せて検討したいと考えております。

【樹委員】

39ページの本人通知についてですが、本人通知については、「無、対象者が多数であり、個別に通知をすることが現実的でないため」とありますけれども、例えば後発薬を利用されたら自己負担額が少なくなりますよという通知が、突然、対象者に届くということでしょうか。

市報等で、このような事業を推進していきますというような、市民への広報などは予定されているのでしょうか。

【保険年金課主査】

本人通知の省略についてですが、今回の事業については、被保険者全員を対象としたものではなく、ターゲットを絞って行うものです。例えば、おっしゃっていただいた後発薬品の差額通知でしたら、差額が出る方に絞って通知をすることとなります。ホームページですとか市報でこのようなことを行いますというお知らせをする事は、今後検討していきたいと考えておりますが、基本的にそういった差額通知は、事前の予告があつてではなく届くこととなります。

【樹委員】

ということは、自分のレセプトがどこか他のところに流れているということになるわけですね。そのような個人情報や自分の知らない間に流れていくことについて果たしていいのかと思うのですけれども、何か大きな形でこのような事業を推進しますというお知らせがあつてもいいのではないかと思います。

【保険年金課主査】

御意見をいただきましたが、この事業については、平成28年の3月策定予定のデータヘルス計画の中で事業内容を定めます。もちろん計画ですので、パブリックコメントによって、市民の御意見を募集しているところです。したがって、現段階においてもそのような事業を計画していることにつきましては、市報、ホームページ、パブリックコメントを通じて周知しているところです。

【亀山委員】

樹委員がおっしゃったことと同じですけれども、以前にも同様の案件が審議されたかと思いますが、このような情報が勝手に流れ、対象者にいきなり通知が届くことについて、余計なお世話などの苦情はないのでしょうか。

【保険年金課主査】

国民健康保険でいいますと、特定健診、保健指導などの保健事業については、既に行っていますので、対象者の中にはそのような通知等は、「不要、要らない」という御意見をいただくこともあります。そういった方には、その後通知等しないような処理はさせていただいておりますが、まずはその方の健康増進に必要な事業を御案内しているものですので、一度、そのような対象の方についても通知を差し上げたいと考えております。

【亀山委員】

苦情があれば通知されなくなるということですが、この事業は健康増進のためにされているのですよね。通知を止めてしまうと、健康増進のためということと、何だか矛盾しているのではないかと思います。国の施策ということで、事業を進めているのだとは思いますが、苦情のあった方への対応など、いろいろなことを考えながら進めていかなければならない、とてもデリケートな問題だと思います。

【保険年金課主査】

おっしゃるとおり、大変デリケートな内容になってございます。そのような御意見をいただいた場合については、どのような主旨で事業を御案内しているかということの説明させていただきまして、できるだけ納得していただくように努めていきたいと考えております。ただ、「重症化予防の指導や異常値が出ているから医療機関を受診してください」という御案内については、やはり本人の納得、同意がないとできないものですので、どうしても拒否するという場合には、先ほど申し上げたとおり、通知などをストップするような処理も考えております。一概にそのような方は、全てもう事業を行わないということではなく、お問い合わせをいただいた方には、個々に事業の主旨について丁寧に説明させていただきたいと考えています。

【亀山委員】

大変だと思いますけど、よろしく願いいたします。

【多田委員】

40ページに記載がある「セキュリティ便による」とはどのようなものですか。

【保険年金課主査】

個人情報の搬送に関しましては、データ自体に暗証番号をかけるのはもちろんのこと、その搬送物が今どこにあるのか、その搬送経路はどこを通っているのかということ把握できるような搬送の仕方を行いたいということからセキュリティ便の利用を考えております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、6 1 ページを御覧ください。「軽自動車税に係る賦課業務について」、市民税課の案件でございます。

法改正により、軽三輪及び軽四輪について経年車重課及びグリーン化特例が導入されることに伴い、軽自動車検査情報市区町村提供システムにより、これらの業務に必要な情報提供を受ける必要があるため、市のシステムと当該システム等のオンライン接続を行うこととなりますので、諮問を行うものです。併せて、市の基幹系システムの記録項目の変更について諮問、保有届の変更の報告を行います。

6 2 ページを御覧ください。諮問第 3 8 号「基幹系軽自動車税システムについて」、記録項目の追加の諮問でございます。今回、新たに電子計算組織にて処理される個人情報は、6 3 ページから 6 4 ページに一覧を載せてございますが、6 4 ページに記載があります、6 7 番、6 8 番の網掛けの項目でございます。続きまして 6 5 ページを御覧ください。諮問第 3 9 号「軽自動車検査情報市区町村提供システムのオンライン接続について」でございます。オンライン接続の目的につきましましては、先ほど御案内のとおりでございます。オンライン接続による個人情報の項目については、諮問書のとおりでございますが、氏名、住所のほか、軽自動車に関する情報となります。オンライン接続の相手方は、地方公共団体情報システム機構となりまして、使用する回線については、L G W A N を通信回線として使用します。6 6 ページにオンライン接続に関するイメージ図を載せてございますので、御参照ください。

そして 6 7 ページ、これらの諮問案件と同様の内容として、「基幹系軽自動車税システム」の変更の保有届を載せてございます。変更する項目は、諮問と同様の内容でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、68ページを御覧ください。「認知症総合支援業務について」、介護福祉課の案件でございます。

平成27年6月より東京都が運営しております、区市町村向けの行方不明認知症高齢者等情報共有サイトについて、本市におきましても認知症高齢者等の行方不明・身元不明者の事態の早期解決に有効であると判断をしたため、その利用を開始するものです。これに伴い共有サイトの保有届、本人以外収集、外部提供、電子計算組織、オンラインの結合に係る諮問でございます。

70ページを御覧ください。諮問第40号「東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイトの本人以外収集について」でございます。個人情報の内容は諮問書のとおりでございますが、収集の方法は、家族、警察等からの聞き取りによって行います。次に71ページ、諮問第41号は、当該サイトについて外部提供に係る諮問でございます。個人情報の内容は、本人以外収集と同様でありまして、外部提供先は、関係行政機関として、東京都、市区町村、そして警察です。続きまして72ページ、諮問第42号は、当該サイトについて電子計算組織に係る諮問でございます。個人情報の記録項目は記載のとおりですが、本人以外収集等と同様でございます。続いて73ページ、諮問第43号は、当該サイトについてのオンライン接続に係る諮問でございます。結合の内容ですが、介護福祉課に設置されているパソコンから東京都のサイトにアクセスし、ユーザーIP、パスワードによる認証及びアクセスする所属組織の外部接続用グローバルIPアドレスにより制限されたシステムにログインするという手法でございます。74ページに事業全般のイメージ図を載せてございますので御参照ください。

そして75ページは、これまでの諮問と同内容の個人情報に係る保有届でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【多田委員】

これは病院とは連携しないのでしょうか。これを見ると行政と警察としか連携しないように見えるのですが、病院との関わりというのはどのようになりますか。

【包括支援係長】

今回の諮問につきましては、連携先としまして行政、警察での連携を予定しておりまして、医療機関については今のところ想定しておりません。

【多田委員】

個人的には、病院にも意見を聞いたほうが良いような気がします。認知症の対応ですし。

【包括支援係長】

基本的に医療機関も個人情報の保護という観点がございますから、こちらから問い合わせをしても、回答ができない医療機関独自の個人情報の取扱いがございます。将来的には、医療機関との連携も視野に入ってくる可能性はあるかもしれませんが、現段階におきましては予定しておりません。

【仮野委員】

これは一昨年くらいでしたか、各地で認知症の人が何年かぶりに家族と再会できたということがありました。それらが契機となってこのようなシステムが使われることになったのですか。

というのは、東京都が平成27年から始めたとのことですが、私は対応が遅いと思うのですがどうですか。

【包括支援係長】

仮野委員のおっしゃるとおり、昨今、認知症の行方不明につきましては、非常にマスコミでも取り上げられているところでございます。きっかけになったということは、背景にあると推測しているところではございますが、今後、認知症高齢者は小金井市におきましても、増えていく傾向はございます。命に関わることです。一刻も早く見つけるための手段として、導入させていただきたいと考えております。

【植草委員】

平成27年6月から東京都ではこれを導入しているということですが、その実績はどのような状況になっているのか、分かればお教えいただきたいです。

【包括支援係長】

植草委員がおっしゃっている実績の答弁になっているかどうかは分かりません

が、東京都におけます身元不明者というところでは、平成26年度におきましては49名でございます。

【植草委員】

このシステムを導入した結果、今の人数の方が助かったということですか。

【包括支援係長】

そこまでの詳細な数字の発表はございません。実際にはこのシステムで見つかる以外にも、警察で保護された、もしくはご自身で自宅へ帰られたという方もいらっしゃると思いますので、一つの目安の数字としてとらえていただければと思います。

【植草委員】

認知症高齢者の方が行方不明になった際、このようなシステムがあったことで解決につながった実績があるかどうかをお聞きしたいのですが、それは分かりませんか。

【包括支援係長】

実際にこのサイトで、どれだけの実績があったかという情報はございません。

【白石委員】

73ページ、74ページに関する質問です。まず74ページの図、左上の東京都の所にある本文の1行目に「東京都の取組に賛同していただける区市町村」という表現がありますが、73ページの法令の定めを見ると、根拠法令の記載がないですね。普通、行政機関が予算措置をして何らかの事業を行うとすれば、法律、条例等に基づいて行われるはずですが、何故、記載がないのかということが一つです。

それから73ページにオンライン結合の相手方として「株式会社セールスフォース・ドットコム」と記載があるのですが、これはこの共有サイトの運営管理業者でしょうか。

【包括支援係長】

これだけに関する根拠法令は、聞いておりませんが、あえて申し上げるとすれば、老人福祉法、もしくは、高齢者虐待防止法第11条になるのかと解釈しております。また、株式会社セールスフォース・ドットコムにつきましては、東京都がこちらに委託をしているところです。

【白石委員】

これは意見ですけれども、新しい制度の有効性の議論は別として、手続き的には、国、地方公共団体、自治体にしても、議会、要するに立法機関の議決を経て、

一定の政策をするというプロセスがあるわけですね。都議会でこれが報告、あるいは質疑されたかどうか、私も承知していませんが、明確にお答えいただけないのはどうなのかと思います。別に警察を悪く言うわけではないのですが、警察機関が関与しているということであれば、範囲が無限に拡大されていくことも場合によってはあるわけですから、そのあたりは、もう一度お調べいただき、何かあればお答えいただければと思います。後日でもかまいませんので。

【松行会長】

ただいま白石委員から御意見を含めた御要望がありましたので、担当課におかれましては、後日になるかと思いますが、精査していただき対応をお願いします。

【土屋委員】

この認知症の案件は、緊急に連絡することが必要な場合が想定されるのではないかと思います。70ページから73ページの個人情報の内容を見ると、住所はあるのですが、電話、メール、ファックスなどの個人情報が内容としてありません。必要な情報かと思いますがいかがですか。

【包括支援係長】

基本的に保護された高齢の方ご自身から、どれだけの情報が取れるかということにつきまして、非常に不確定なところがございます。ご自身の名前を答えることもなかなか困難な方もいらっしゃいますし、女性におかれましては、旧姓をお答えされ、実際のお名前と食い違うというようなことも聞いています。したがって、ここに書いてあります内容全てが必ずしも把握されることではないということもございます。

【土屋委員】

資料には、本人から情報を聞き取りできない場合があるので、家族、警察から聞き取りをすると記載されていますよね。そのような場合に緊急連絡先を収集しておかないと、迅速な対応ができないのではないかと思いますので、そのような意味での質問としてお答えいただけないでしょうか。

【包括支援係長】

申し訳ありません。基本的にこのサイトの案件として想定しておりますのは、警察に捜索願を届けられていること、それから御家族がこのサイトの利用について希望される方ということになっております。実際に連絡が来た場合の窓口は行政になる場合が多いかと思いますが、そこから御家族の連絡先などに連絡をし、保護されているところに向かっていただくというようなことを想定しております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、76ページを御覧ください。「地域リハビリテーション活動支援事業について」介護福祉課の案件でございます。

法改正に伴い、本市では本年10月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しますが、その一環である地域リハビリテーション活動支援事業について、リハビリテーション専門職等の派遣、相談業務の運営業務について委託を行いますので、77ページ、諮問第44号「地域リハビリテーション活動支援事業について」諮問するものです。

業務の目的としましては、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等を派遣することで、介護予防の機能強化を図るものとなります。個人情報項目につきましては、78ページを御覧ください。また、79ページから83ページには、厚生労働省が示す介護予防の推進に関わる資料を、84ページ以降に委託の際の個人情報特記事項について載せてございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、89ページを御覧ください。「住民ボランティア養成事業について」、引き続き介護福祉課の案件でございます。

本件も介護予防・日常生活支援総合事業の一環でありまして、住民ボランティア養成事業の実施運営について委託を行いますので、90ページ、諮問第45号として、「住民ボランティア養成事業運営委託について」諮問をするものです。

業務の目的としましては、要介護、要支援状態に至っていない高齢者をボランティアとして育成し、支援を必要とする高齢者の支え手とすること、社会参加を促すこととでございます。個人情報項目については、91ページを御覧ください。

い。また92ページ以降に、委託の際の個人情報特記事項を載せております。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【亀山委員】

ボランティア養成事業でボランティアを育成した後に、派遣される先はどのようなところですか。介護施設、それとも居宅などを想定されているのか教えてください。

それと養成の内容ですが、介護に関する資格などを取得することを踏まえた養成なのか、併せて教えていただければと思います。

【包括支援係主事】

住民ボランティア養成事業では、現在の介護保険の制度にあります、居宅への訪問によるサービスと、事業所に通って来ていただくサービスの2種類を想定しております。

居宅への訪問によるサービスについては、介護保険制度の改正に伴って、ヘルパーの資格を持った方、有資格でない方でも一定の研修を終えた段階においては、家事援助などの軽度の援助であれば、研修終了において行っても差し支えないということが決まってきています。ただし、やはり居宅に入るようなサービスですので、あまり多くの部分を担えるものとは思ってはいませんが、ある一定の研修を終え、利用者本人とマッチングをした上での許容範囲内にて住民ボランティアを活用していく方法が何かないかと考えております。

続いて通所のサービスにおけるボランティアですけれども、これは現在のボランティアの印象と少し変わる部分があるかもしれませんが、介護保険法の制度体制では、スタッフの代わりになるような住民の育成ということを強く求めているところがありまして、未知数ではありますが、通所サービスにおけるサブスタッフとなるような住民の育成を考えているところです。

【亀山委員】

内容は少し分かったのですが、65歳以上の方で要介護、要支援の状態でない方を対象にボランティア育成をなさるのですよね。そうなりますと家事援助などの業務をサブスタッフとして担うことにあたって、何かトラブルがあったときに最終的な責任はどこがとるのでしょうか。

【包括支援係主事】

こちらの養成事業委託は、養成の事業自体を事業所に委託し、委託先にて養成していただいた方をボランティアとして送り出す、若しくはそこで働いていただくということを想定しておりますので、委託先の事業所が最終的な責任となる場所でございます。

【亀山委員】

すいません。そうするとその委託先が最終的な責任を負うということですか。市が委託しているのに市ではないのですか。

【仮野委員】

最終的には市だと思いますが。

【土屋委員】

委託先は研修して養成するだけですよ。市でないといけません。

【仮野委員】

要するに高齢者で元気な人、要介護でない人、そのような人を住民ボランティアとして養成するということですよ。その事業を資料に記載されているように「社会福祉法人等」に市が委託する。委託先と委託契約を結び何か問題があったときは、契約書等に記載があるのだと思いますが、最終的には市が責任を負うのではないですか。今、委託先の社会福祉法人等が全責任を負うとの説明でしたが、そうではないと思いますし、そうであってはいけないと思います。

【包括支援係長】

新しい事業でございます。国の主旨としては、団塊の世代をターゲットとした元気な高齢者にも手伝ってもらい、支援を必要とする高齢者を支えてもらうような仕組みを考えなさいということ、少子化ということもあり介護の人材確保も非常に困難になってきているということが背景にあると思っています。どのようなトラブルが起きるかということは、未知数のところもございますが、内容によりますけれども、委託をしたから市は一切知りません、委託先で全て解決してください、ということではなく、あくまでその内容に応じて、市もきちんと責任を持って対応する所存でございます。ただ、内容によっては、委託先でお願いしますというようなこともございますので、そのあたりはご安心いただければと思います。

【土屋委員】

亀山委員も言われたように、団塊の世代をボランティアとして個人の家庭に派遣するということですが、65歳以上の健康な人はそれぞれ個性もあると思いま

すから、居宅に入っていくことで結構トラブルが起きると思うのです。これは、うまく実施されないと、いろいろなトラブルが起きてくると思いますので、市が責任を持ってバックアップ体制等を構築する必要があると思います。

【松行会長】

土屋委員から、この案件に関してのまとめの御発言がありました。会長としてもそのとおりではないかと思しますので、担当課、関係部局においてもよく考慮されて、行政事務の執行にあたっていただきたいと思ひます。

【亀山委員】

お願いになりますが、元気なお年寄りが人手不足のところをサポートしていくことはよく分かるのですが、ボランティア養成の研修等において、ボランティアの内容などを口外することがないよう、守秘義務についてよく教育していただかなければならないと思ひます。親しい仲同士で、「あそこに、今行っているの」などの事柄をよく耳にすることがありますので、その辺りの教育は本当にしっかりとお願いしたいと思ひます。

【松行会長】

ただいま亀山委員から、ボランティアの方が従事内容などについて、口外してしまうことが厳にないように注意していただきたいとの御意見でございます。担当課において心に留めていただき、委託先である団体等と委託契約を結ぶ際、特に申し添えていただきたいと会長としても希望します。

【加藤委員】

これは、予算化して平成28年度から実施するのですか。

【高齢福祉担当課長】

そうです。

【植草委員】

資料の89ページの囲み部分の最後に「住民ボランティア養成事業を実施するに当たり諮問するものです。」とあり、91ページに取り扱う個人情報があるのですが、養成事業を実施するに当たり、何故このような個人情報が必要なのかと思ひています。ただ、90ページの委託の内容の3番目に「機能低下者に関する地域包括支援センター相談への個別対応」とあるので、91ページの個人情報はこのために取り扱うのかとも思ひて、どちらが正しいか教えていただきたいです。仮に委託の内容の3番目に関する記載が正しいのであれば、諮問の表題が違うのではないかと思ひますがいかがでしょうか。

【包括支援係長】

今回、ボランティア養成という表現をしておりますが、従事していただくことにより、その方自身の介護予防につながることも目的としてございます。実際に利用されている方と触れ合う中で、その方自身の目標設定を定めるなど、そういったプログラムも考えているところです。守秘義務の徹底、使用する帳票類につきましては、これから詰めていくこととなりますが、適切に対応いたします。ただ、モデル事業において、元気な高齢者がボランティアとして入ることで、支援を受けられる高齢者の方、ボランティアの方が、お互いに相乗効果によって元気になられたという報告もございます。通常のイメージされているボランティアよりも、さらにレベルの高い内容に取り組んでいただくという主旨から、このような個人情報を取り扱うということでございます。

【植草委員】

理解不足で恐縮ですけれども、この個人情報は誰の個人情報ですか、という質問であれば、ボランティアの方の個人情報ではないですね。

【包括支援係長】

ボランティアの方ではなく、実際にサービスを利用する方、介護保険のサービスを利用されている方についての情報でございます。

【植草委員】

地域包括支援センターに相談に来られる方の個人情報ですか。

【包括支援係長】

地域包括支援センターというよりは、介護事業所、デイサービスなどを想定しています。介護保険の認定がされ、介護保険のサービスとしてデイサービスに通う方についての情報です。

【植草委員】

そうしますと、それらの個人情報は、ボランティア養成のために必要となる個人情報ではないということですね。

【包括支援係長】

事業所で養成を行うのですが、引き続きそこでボランティア、サブスタッフとして活動していく上で、知り得る情報ということです。

【植草委員】

諮問の表題は、養成事業を行うために個人情報の取り扱いが必要になるので諮問するものと取れるのですが、今の説明ですと養成事業を行うために必要な個人

情報ではないと思います。諮問の表題と個人情報の対象者、利用する目的がずれていると思いますが違いますか。

【仮野委員】

整理すると、この案件には二通りの個人情報がありますよね。一つはボランティアの方の名前等の個人情報。それからもう一つは、介護保険のサービスを利用している方の個人情報。これらの個人情報が混在しているのではないかという指摘ではないかと私は聞いていて思いましたがいかがですか。

この事業自体は非常に良いことですが、資料に記載されている情報が整理されていないように思えるのですがいかがですか。

【松行会長】

最初に会長からお断りしたように、重要な案件が多数控えておりますので、植草委員、仮野委員からの御質問について、担当課は考え方を含め、これに限定するなどの回答をしていただき、委員から御承認いただかないと、私はこれを承認することは難しいと考えております。担当課において端的に回答してください。

【高齢福祉担当課長】

御指摘いただいたとおり、混在している部分がございますので調整させていただきたいと思います。一度保留という形でお願いさせていただきたいのですが。

【情報公関係長】

大変、混乱させてしまいまして申し訳ございません。この部分につきましては、本日中に調整するというございますので、お時間をいただき、後ほど改めて報告させていただければと思いますので、現時点では保留という扱いでお願いします。

【松行会長】

ではこの案件については、一度保留としまして、後ほど改めて説明をいただいたところで、審議の結論を出したいと思います。

それでは、次の案件の説明を事務局からお願いします。

【総務課長】

それでは97ページを御覧ください。「小金井市介護支援ボランティアポイント事業について」、こちらも介護福祉課の案件でございます。

本事業は、介護保険法の規定する地域支援事業の一環として、高齢者のボランティア活動を通して、互いに助け合う精神を醸成するとともに、自身の健康増進と介護予防の一助とすることを目的としています。

市内在住の65歳以上の要支援、要介護の認定を受けていない被保険者及び介護予防、日常生活支援総合事業の対象ではない被保険者を対象とし、登録者が本事業に係る活動に参加した場合に、小金井市介護支援ボランティアポイントを付与し、ポイント数に基づいて小金井市さくらポイントに交換できるという事業です。本事業を実施するに当たり、運営業務について業務委託にて実施するため、諮問するものでございます。

それでは、98ページを御覧ください。諮問第46号「小金井市介護支援ボランティアポイント事業運営委託について」でございます。業務の目的は、ただいま御案内したとおりでございます。99ページ以降、委託の仕様書及び個人情報取扱特記事項を、106ページには、本事業のイメージ図を載せておりますので、御参照ください。

また、本事業に係る申請書等の保有届について、107ページから110ページに様式とともに載せてございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、111ページを御覧ください。「地域包括支援センター運営業務について」、こちらも介護福祉課の案件でございます。

法改正に伴い、本市では、本年10月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することについては、先ほどからの御案内のとおりです。要支援認定者が利用されている通所介護、訪問介護のサービスについて、従来の介護事業者だけでなく、地域に根ざした多様なサービスへと選択肢を広げる施策となります。

要支援認定者のケアプラン作成は、地域包括支援センター業務として位置づけられていますが、自立支援を主な目的とした新しい事業としての取り組みとなります。10月開始に向けての準備を新年度から始めるところですが、既に事業者へ委託している業務の内容が、拡大及び変更が生じるため、これについて諮問をするものです。

112ページが諮問事項となりますが、委託の内容の欄中、1.介護予防・日常生活支援総合事業を委託することとなるものです。個人情報の項目につきまして

は、別紙1から4を添付しておりますが、これまでのものと変更はございません。

117ページ以降には、委託の仕様書、そして個人情報取扱特記事項を載せておりますので、御参照ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、諮問につきましてはここで一度終了いたします。

それでは、次に「個人情報保有等届出状況報告」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、125ページです。「各業務の様式等に個人番号等を追加することについて」でございます。

本件は、条例第9条における、保有の変更届でございます。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び関係法令等の改正により、新たに個人番号等の情報を保有することから、変更の届出をするものでございます。担当課は、職員課、保険年金課、市民税課、資産税課、地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、健康課、子育て支援課、保育課、庶務課、議会事務局でございます。全部で112件となりますため、一括して報告させていただきます。

まず、126ページから131ページに個人情報の内容に個人番号が追加になる届出、106件です。次に132ページ上段、届出番号07-223、07-225、30-98、30-100につきましては、個人番号の追加のほか、別途の変更もありますので、07-223及び30-98については133ページ、07-225及び30-100については、134ページに変更内容を載せております。続きまして、132ページの中段でございますが、届出番号17-518につきましては、個人情報の内容に個人番号の追加のほか、家族状況、続柄が追加になる届出です。最後に下段でございますが、届出番号100-21につきましては、個人情報の内容に個人番号の追加のほか、非居住者である親族の事実が追加となる届出でございます。

非常に多くの変更届でございますので、配付資料ではそれぞれの内訳について、記録の名称と担当部課のみ、載せさせていただいております。御了承ください。

それぞれの様式につきましては、一覧でまとめて事務局に用意しておりますので、必要であれば申し付けいただきたいと思えます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。本案件に関しましては、非常に多くの変更届についての報告事項となっておりますため、配付資料等では、内訳について記録の名称と担当部課のみ載せてございます。御要望がある方は、事務局にその詳細な資料を別途用意してございますので、お願いいたします。

それでは、御意見、御質問があればお受けいたします。

【白石委員】

これは、番号法の1月1日施行、政令、各省令に関わる部分における、個人番号の利用実施に係るものという理解でよろしいですか。小金井市が独自に利用を拡大しているものは、ここにはないという理解でいいですか。

【総務課長】

基本的に独自利用はないものとして、条例を制定してございますので、そのような御理解ということでお願いいたします。

【樹委員】

個人番号を拒否している市民の方が、小金井市にいらっしゃるかどうかは分からないのですが、そのような方がいた場合、対応はどのようなされているのですか。また、そのような場合、さらなる個人情報の提出等を求めるのかどうかということをお伺いしたいと思えます。

【総務課長】

それぞれの事務において、個人番号を収集できない場合については、収集できない場合での対応を考えていると私も聞いておりますので、適宜対応していくものと答えさせていただきたいと思えます。

【樹委員】

現場対応ということですね。分かりました。

【植草委員】

数多くの帳票等が資料に載っておりますけど、その一つ、一つについて、何故マイナンバーが必要かということを確認する時間ありませんので、そのようなことはやめようかと思っておりますが、マイナンバーが分からないとこういった部分で支障をきたす恐れがある、というような包括的な考え方といいますか、全てに共通する考え方のようなものが、もしあれば教えいただきたいと思えます。

【松行会長】

植草委員からの具体的な御質問でございます。本日は、非常に多数の部局の事務方が控えておられますが、一課で答えることはなかなか難しいと思いますので、総務課において総括して答えていただくのが、適切かと思っておりますのでお願いします。

【情報公関係長】

申し訳ありません。御質問いただいている内容について、もう一度、聴かせていただいでよろしいでしょうか。申し訳ございません。

【植草委員】

本来であれば、ここに記載されているそれぞれについて、マイナンバーの保有が必要なのかと伺いたいのですけれども、そのようにはいきませんので、包括的に何か考え方のようなものがあれば伺いたいということです。

というのは、私は昨日市役所に来ましてある手続きをしたところ、「マイナンバーを記載するように」と言われました。従来は、同じ手続きをしてもマイナンバーは必要なかったのに、「何故マイナンバーの記載が必要になりますか」と伺ったのですが、きちんとした回答がなかったのですね。国から言われているからマイナンバーが必要ということなのかもしれませんが、そうであったとしても何か考え方があってマイナンバーが必要というものでないでしょうか。「このような考え方があってマイナンバーが必要です」といったようなものがあると思っておりますので、もしそれが分かれば教えていただきたいと思っております。

【総務課長】

番号法の別表に定める事務について、個人番号を収集しているものと理解しております。特段、市として方針を何らか別途持って、収集を試みているということにはならないと考えてございます。

【情報システム課長】

総務課長が申し上げましたとおり、個人番号を利用することができる事務は、番号法の別表で定められております。先ほど、白石委員から御質問いただきましたが、市の独自利用があれば、条例に定めなければなりませんし、特定個人情報保護評価の実施も必要となつてまいります。現在市の独自利用はございません。従いまして、今回の変更届は市の独自利用ではない、番号法等に関するものについてのみというものでございます。

ただ、先ほど樹委員から御質問ありました、個人番号を拒否される方も当然い

らっしゃると思います。その場合には、説明はいたしますけれども個人番号を拒否する場合、市の方針は申請書類等について、受理するというございます。

【植草委員】

運用についてはよく分かりましたけど、少なくともそれぞれの窓口へ行ったときに「何故マイナンバーが必要なのですか。」という質問があれば、「番号法に定められているので必要です。」という説明ではなく、「このような理由で、マイナンバーが必要になりますので、申し訳ないですが可能であれば記載してほしい。」という説明ができるようになっている必要があるのではないかと私は思います。

【仮野委員】

市民等が市役所に来て申請等を行う際の説明として、「これは国が決めた事だから」と説明するのではなく、「マイナンバーを一度記載していただければ、このようなメリットがあります」という説明が必要かと思ひます。そのような説明をしてあげれば、初めての人でも納得していただけるのではないのでしょうか。市が政府の代わりに市民等に分かりやすく制度の説明をするべきだと思ひます。

ただ、情報が漏れたら困るということは常に思ひていますが。

【情報システム課長】

本市では、社会保障・税番号制度に關します対策本部がございます。御指摘いただいた部分というのは、われわれも実は懸念をしていた部分でございまして、なかなか、まだ周知が行き届いてないのかなと反省点としてとらえてございます。御意見につきましては、明日、対策本部の主管であります企画政策課に伝えさせていたゞきまして、各課に周知するような形を取りたいと思ひます。大変申し訳ございませぬ。

【白石委員】

私はこの制度に反対してゐまして、著作や講演も相当多いですし、政府の担当省庁とも直接話し合いを何回もしている立場なので、一言申し上げさせていたゞきますね。

この制度のメリットとしては、例えば住民の方が市役所の窓口に来られたときに、将来的には住民票の添付が必要なくなる、非課税証明が必要なくなるといった利便性の向上があると思ひます。ただ、そのメリットに対してどのぐらゐのコスト、国と小金井市がどのぐらゐの税金を使っているのか。それから世の中全体のコストがどのぐらゐなのか。そういったことをしっかりと説明しないと、説明として不十分です。住民一人からすれば、市役所に年に1回か2回する手続きが

簡略化されたとしても、それだけで納得できるのかどうかということもあります。それからプライバシー侵害、管理社会の側面がどうなるのかなど、そのような事を含めたプレゼンテーションが本当は必要なのだと思います。あえてそれ以上は言いませんが。

基本的に内閣府、内閣官房が相当ボリュームの多い、分かりやすいホームページを立ち上げていますので、政府の考え方ということであれば、そのホームページのQ&Aなどをお読みいただくのが一番近いのではないかと思いますし、小金井市が説明するとしたら、それらの情報をさらに分かりやすく市民等に伝える方法しか、今のところないと思います。

【総務課長】

情報システム課長からもありましたとおり、対策本部に今日の御意見を伝えまして、適切な対応を考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【松行会長】

このことについては、可及的速やかに検討を行い、関係する全部局に指示をお願いできればと会長としても思います。

総務部長、よろしく申し上げます。

【総務部長】

了解いたしました。

【松行会長】

ありがとうございました。

それでは、これでこの案件について承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは135ページです。「職員社会保険業務等について」、職員課及び庶務課の案件でございます。

近年、非正規職員の雇用や職員全般の育休取得が増加しており、社会保険及び税の手続き件数も以前と比較し、増加している現状がございます。従前は協会けんぽ、社会保険事務所及び共済組合等関係機関に手続き書類を単発的に処理してきたことにより届出をしておりませんでした。手続き件数の増加やマイナンバーの取り扱いにより、保管方法を平成28年4月から正規職員と同等の方法に変更することから、非正規職員に関して開始の届出を行うものでございます。次へ

ージ以降、各届出の届出内容及び様式を載せております。

数が多くありますので、まとめたの説明となりますが、136ページから206ページまでは、職員社会保険業務として、届出番号07-233～262、207、208ページは職員共済組合業務として、届出番号07-264、209から211ページは職員給与支給業務として、届出番号07-265、30-106、212から214ページは報酬等支給業務として、届出番号07-266、30-107、全部で35件の届出でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【白石委員】

これは番号法の関連だけではなく、小金井市が採用している非常勤嘱託職員に関する社会保険の手続きに関する書類も含まれているということですよ。それで、個人番号を新たに追加することについては分かるのですが、それ以外について、この審議会に報告している意味がよく分からないのです。今まで届出をしていなかったから、今回報告しているということですか。

【職員課長】

社会保険の手続きにつきましては、各書類を申請先に提出することで、手続きが完了することから、従来は単発的な処理といたしまして届出は行っておりませんでした。手続き件数の増加やマイナンバーの取り扱いということがございまして、保管方法を正規職員と同等の方法に変更することから、今回、新たに届出をさせていただくものでございます。

【白石委員】

要するに、今までは協会けんぽ等に提出していたものを保管することにしたからという意味ですか。

【職員課長】

はい。そうです。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、215ページです。「職員共済組合業務について」、職員課の案件でございます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されました。これに伴い、年金の算定に必要な様式が新たに示されたこと及び共済組合の短期給付に係る様式が変更されたため、届出を行うものでございます。

まず、216ページでございますが、届出番号07-263、「報酬支給額証明書」の開始届、様式については217ページです。次に218ページ、届出番号07-267、「養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届出書」の開始届、様式については219ページです。そして220ページ、届出番号07-119、「傷病手当金請求書」の変更届です。変更される個人情報の内容は、221ページ、様式については、222ページ、223ページに載せてございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【白石委員】

218、219ページ、「養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届出書」の個人情報の内容に個人番号、マイナンバーの記載がありますが、219ページの様式を見ると個人番号の欄がないように思いますが、どこにあるのでしょうか。

【職員課長】

大変申し訳ございません。218ページの個人情報の内容に、個人番号という記載がありますけれども、こちらについては間違いでして、個人番号については、削除させていただきたいと思っております。

【松行会長】

個人番号は削除ですね。

【職員課長】

削除ということで、お願いいたします。

【白石委員】

そうですね。番号法で情報連携する対象として、職員共済組合に関する事務は、社会保障・税番号制度では関係ないので、紐付けするのもおかしいなと思っていました。

【松行会長】

はい。貴重な御指摘ありがとうございました。白石委員に感謝いたします。
他に御意見、御質問ありますか。
特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。
それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、224ページを御覧ください。「児童手当の認定及び支給業務廃止届
について」、職員課及び庶務課の案件でございます。

内訳につきましては、御覧のとおりでございますが、届出番号、名称、保存年
限、廃止年月日、廃止理由、備考欄として廃棄年度及び廃棄方法、そして担当部
課を載せてございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいた
します。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、225ページです。「通知カード・個人番号カード関係事務について」、
市民課の案件でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施
行に伴い、平成27年10月以降順次、転送不要の書留郵便による通知カードの
送付を行っております。「郵便局に転送届を出している」、「再配達期間を過ぎた」
等の理由で受け取りがされなかった通知カードが市役所に返戻され、一定期間保
管されることとなりますが、市役所での保管期間中に、住民が通知カードの受け
取りのために来庁した場合、本人確認の上、引き渡しをすることとなります。そ
の際、通知カードの引き渡しを行った旨の記録として、「通知カードの受領に関す
る申請書兼受領書」を用い、個人情報の収集、保有をすることから開始の届出を
行うものです。

個人情報の内容につきましては、226ページ、様式については227ページ
を御覧ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいた
します。

【白石委員】

郵便局から通知カードが返戻された件数を把握されていると思うので、小金井市の状況を教えていただきたいのと、それから返戻された通知カードは、一定期間の保管後に廃棄されるのかと思いますが、小金井市としては、何月何日まで保管して廃棄する予定なのかをお伺いしたい。

【市民係主事】

まず、お送りした通知カードが受け取られず、市に返戻された件数ですが、世帯ごとにお送りしておりますが、約7,000件でございます。約5万7,000世帯にお送りしておりますので、全体の約12パーセントが市に返戻になっているところですよ。

保管期間については、国からの通知では、返戻されてから3か月となっているところですが、10月5日時点で番号を付番した方については、返戻されてから3か月ということではなく、年度内、3月31日までは、最低保管するようにとの通知が来ておりますので、それに従いまして事務手続きを行っているところですよ。

【白石委員】

そうすると、この申請書兼受領書は、今年の3月31日まで使用して、それ以降は使用しない限定的なものということですか。

【市民係主事】

通知カードの送付は、初回の10月5日時点での付番以降、例えば、出生、初めて日本の住民登録をされた方については、今後も行ふこととなります。それらの方についても、通知カードを送付し、市に返戻された場合については、引き続き同様の事務を行うこととなりますので、3月31日以降も使用することとなります。

【多田委員】

通知カードを返戻されてから3か月過ぎて廃棄する際は、やはりシュレッダーではなく、溶解ということで考えてよろしいでしょうか。

【市民課長】

国の通知では、特段、廃棄方法について示されておきませんが、厳重保管しているものがございますので、適切な方法で処分したいと思っております。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、228ページです。「固定資産税・都市計画税賦課業務について」、資産税課の案件でございます。

固定資産税とは、固定資産を課税客体とし、その所有者を納税義務者として、その固定資産の所在する市町村が毎年経常に課する税です。これまで固定資産税・都市計画税における各種特例適用に伴う減額の申告書等は、単発的に使用する課税資料という取扱いであったことから、様式の届出はしておりませんでした。今般、様式にマイナンバーが追加されたため、新たに開始の届出を行うものでございます。

次ページ以降、各届出の届出内容及び様式を載せております。229ページは、届出番号40-168「固定資産税・都市計画税非課税申告書」、231ページ、40-169「認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書」、233ページ、40-170「住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書」、235ページ、40-171「高齢者等居住改修に伴う固定資産税減額申告書」、237ページ、40-172「熱損失防止改修に伴う固定資産税減額申告書」、239ページは、40-173「耐震改修（要安全確認計画記載建築物等）に伴う固定資産税減額申告書」、241ページ、40-174「東日本大震災により被災した土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申請書」、244ページ、40-175「東日本大震災における原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内の土地又は家屋の代替土地又は代替家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例適用申請書」、247ページ、40-176「固定資産税・都市計画税減免申請書（医療用）」、こちらの9件の開始届でございます。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

会長、申し訳ございません。先ほど保留としておりました、介護福祉課の案件について、担当から説明させていただきたいので、よろしく願いいたします。

【松行会長】

はい。それでは、先ほど保留としておりました、住民ボランティア養成事業運営委託の案件について、担当課を中心とした調整ができたとのことでございますので、説明をお願いします。

【高齢福祉担当課長】

お時間いただきまして、申し訳ございませんでした。

諮問第45号「住民ボランティア養成事業運営委託について」でございます。御指摘にありましたとおり、91ページの取り扱う個人情報でございますが、一定、整理をさせていただきました。住民ボランティア養成事業運営委託で取り扱う個人情報につきましては、現在35の記録項目がございますけれども、番号で申し上げますと、まず1番から5番まで、「氏名」、「性別」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、それから12番、「緊急連絡先氏名・続柄・住所・連絡先」、16番、「今までの生活」、それから18番から21番まで、こちらを記録項目として扱わせていただきたいということで整理させていただきました。この35項目の中には、養成されるボランティアの個人情報と介護サービスを利用される方の個人情報ということで、御指摘にありましたとおり、混在をしておりましたということがございました。あくまでも養成されるボランティアに係る個人情報を取り扱うということで、整理をさせていただきましたので報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

【松行会長】

ただいま保留となっておりました住民ボランティア養成事業運営委託について、植草委員から御発言がございました件でございますが、今、審議会の開催中に正式に検討されたということで、担当課から説明がございましたがいかがでしょうか。

【植草委員】

ということは、取り扱う個人情報は、あくまでもボランティアに携わる方の個人情報で、先ほど教えていただいた番号に該当するものということですか。そうだとすると、委託の内容の3番、これとの関連はどうなりますか。相談への個別対応というところで、相談に来られた方の個人情報を保有するとありますが、このようなことはないと考えてよろしいですか。

【高齢福祉担当課長】

委託の内容の3については、なしという御理解で結構です。

【植草委員】

委託の内容の3に、機能低下者に関する地域包括支援センター相談への個別対応とありますけれども、この関連で保有する個人情報はないのですか。

【高齢福祉担当課長】

そういうことになります。

【仮野委員】

では、3も削除するのですね。

【松行会長】

削除するのであれば、削除すると発言いただくか、正確に教えてください。

【高齢福祉担当課長】

申し訳ございません。委託内容の3については削除ということで、お願いいたします。

【松行会長】

削除ですね。

【高齢福祉担当課長】

はい。お願いいたします。申し訳ございません。

【仮野委員】

そうすると91ページの個人情報は、1から5、12、16、18、19、20、21番までの11項目。これだけを列記して、残りは全部削除ということですね。

【高齢福祉担当課長】

はい。すみませんが、よろしく申し上げます。

【仮野委員】

20番に「現病歴・既往症と経過」、21に「病名」とありますが、これは重複していますよ。病歴が分かれば、病名も分かるでしょう。きちんと整理しなさい。

【土屋委員】

植草委員の御質問に関連するのですが、ここで取り扱う個人情報は、やはりボランティアを養成するための個人情報と介護サービスを利用する方の個人情報の両方の個人情報があり、91ページの個人情報の項目は、そのようなことを踏まえて作られたのだと思うのです。ですから、両方の個人情報があるということで整理しないと、やはり整理したことにはならないのではないかと思います。どうですか植草委員、そのような質問ですよ。

【植草委員】

そうです。もし仮に、あくまで養成の部分に絞るのであれば、諮問の内容も狭めていただかなくてはならないと思います。養成をした結果、その方々の力を借りて相談事業を行う部分まで委託するのであれば、それに関連して取り扱う個人情報も全部含まれますし。

【土屋委員】

機能低下者が相談に来たら、そこで機能低下者に対する個人情報を取り扱うわけですから、やはりボランティア養成の対象者だけではなく、相談に来る人の個人情報も取り扱うことになりますよね。

【白石委員】

関連してですが、多分、この機能低下者に関する個人情報を社会福祉法人が取り扱うことについては、既に過去の諮問で行っていると思います。ですから、今説明があった項目以外は削除して、なおかつ委託内容の大きな3番を削除すれば、それで済むのではないのでしょうか。今日、初めてこのことについて諮問されているものではないと思います。

【情報公関係主任】

今、白石委員がおっしゃられたとおりですが、委託内容の3番の部分、地域包括支援センター等に業務委託をすることにつきましては、既に委託の諮問をしており、御承認いただいているところです。今回の住民ボランティア養成事業運営委託につきましては、先ほど担当課長より説明いたしました項目の個人情報を取扱います。諮問書の内容が整理されていないため、混乱をさせてしまい申し訳ありませんでしたが、そのように御理解いただきますようお願いいたします。

【松行会長】

ただいまの担当課の説明、白石委員からの御発言、事務局からの確認と考えられる発言は、複数の委員からの御質問、御指摘に対する回答になるものであったと思います。要するに、住民ボランティア養成事業に焦点を当て、この表の作成を行うということですから、委員の皆さま御納得いただけますか。

【仮野委員】

この案件は既に予算化されているということでしたよね。

【加藤委員】

予算化されて来年度から実施すると。

【仮野委員】

そうですね。実施することは、いいことだと思いますが、この案件に関する資料については、次回の審議会に修正したものを提出していただきたい。そうすれば、私はいいと思います。

【松行会長】

仮野委員からそのような追加の依頼がありました。担当課、事務局においては責任持って対応してください。

それで、この件は次回の審議会で報告を要しますか。

【仮野委員】

修正したものを配付してもらっただけでもいいですし、若干、説明していただいてもいいです。

【多田委員】

会議録を送付する際に、90ページと91ページの部分を入れていただければいいのではないのでしょうか。

【仮野委員】

そういう方法もありますね。

【松行会長】

では、多田委員のアドバイス含めて、対応していただければと思いますが事務局いかがですか。

【情報公関係長】

おっしゃるとおりですので、調整いたしまして送付させていただきます。よろしく願いいたします。

【松行会長】

それでは、ただいまの委員と事務局とのやり取りで、収斂をしたと会長は判断しますので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、249ページです。「介護保険資格管理業務について」、介護福祉課の案件でございます。

介護保険被保険者が異動した場合、新たな資格情報へ更新するために、介護福祉課に届出を行う必要があります。そのため、市民課で発行された住民異動届を持って、介護福祉課への届出が行われることがあります。これまでは、別用紙の介護保険資格取得・異動喪失届の書式にて、受付を統一していましたが、番号法

の制定に伴い、受付を簡略化させるため、住民異動届でも異動情報を管理することとしたため届出をいたします。

250ページ、届出番号27-104「住民異動届」でございます。個人情報の内容は、記載のとおりでございます。様式は251ページに載せております。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

それでは、252ページを御覧ください。「後期高齢者医療保険業務について」、保険年金課の案件でございます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する独立した医療制度として、平成20年4月より開始されております。都道府県ごとに全ての市区町村が参加する後期高齢者医療広域連合が保険者として運営を行っております。番号法の施行に伴い、システムにおいて個人番号を保有するということから、条例第14条及び第15条に基づき諮問をするものです。また、保有届につきましては、番号法の施行に伴い、個人番号の利用事務について確認をしたところ、制度開始時より届出を行っていない様式があることが判明したため、誠に申し訳ございませんが、今回、事後的に届出の報告を行わせていただくものでございます。

まず、253ページ、諮問第34号「東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて」、記録項目として個人番号を追加することについての諮問でございます。次に254ページ、諮問第35号は、同様にオンライン接続されている個人情報に個人番号が追加となることについての諮問でございます。こちらにつきましては、「法令の定め」のところ、ブランクとなっておりますが、申し訳ございません、こちらは「高齢者の医療の確保に関する法律」です。本システムの個人情報の項目につきましては、255ページから264ページに載せてございますが、本諮問によるものは網掛けをしております256、257、258ページの個人番号の追加です。また、265ページにはオンラインのイメージ図を載せておりますので、御参照ください。

そして、267ページ以降、344ページまでの届出番号11-445～11-483、全部で39件が後期高齢者医療保険業務の制度開始時点から届出がな

されていなかったものでございます。事後的ではございますが、全て業務開始年月日を平成20年4月1日として、今回、開始届の報告をさせていただくものです。よろしくお願いいたします。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【白石委員】

今、届出が漏れていたということですが、過去にもこのようなことがありましたよね。総務課でチェックする仕組みは、どのようにされているのでしょうか。

【総務課長】

本審議会は、年に4回ございますが、毎回、各課に報告・諮問案件について照会をしているところでございます。総務課としましても全事業について把握をしているところではございませんので、担当課に委ねているところでございます。総務課としましては、例えば、新入職員の研修、取扱責任者の研修を毎年行っておりますし、事務的な研修ではございませんけれども管理職についても個人情報の取り扱いについての注意点等の研修も行っております。特効薬的な手法というのは、なかなか示すことはできないのですが、基本的な事を再度確認し、このような事がないように努力をしていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

【白石委員】

皆さんは、行政のプロだから私が言う話ではないですが、やはりシステム的に何か作らないといけないのではないかと思うのです。各所管において、個人情報と特定個人情報が載った帳票、あるいは電子化されたフォーマットについては、全て必ず届出番号などと対比してチェックをするようなものです。そうすれば、どこに漏れがあるのかということについて、簡単に確認することができるのではないかと思います。

【松行会長】

番号法の施行が今回一つの契機になりましたけれども、白石委員がおっしゃったように、組織的にチェックシステムを構築して、今後対応をしたほうがいいのではないかとありますが、事務局で対応できませんか。

【白石委員】

特に新任研修では、まだ業務に携わっていませんから、具体的なイメージがわ

かないですよね。小金井市に入所して、このような制度があるのだということは分かりますけど、On-the-Job Trainingでないと難しいと思うのです。やはり仕組みとして構築していかないといけないですし、それでも100%というのは、あり得ないと思いますが、その精度を上げていく努力は、組織として行っていただかないといけないと思います。

【松行会長】

ただいま白石委員から、重ねて貴重なアドバイザーの御意見をいただいたと判断しました。総務部におかれましては、より精度を高めた対応を努力することを認識していただければ幸いです。よろしいですね。

【総務部長】

はい。いただいた御意見も含め、対応してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【松行会長】

それでは、貴重な御意見をいただきましたので、それを含めましてこの案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、345ページです。「介護保険業務について」、介護福祉課の案件でございます。

本件につきましても、番号法が施行され、平成28年1月より個人番号の利用が開始されることに伴い、申請書の様式変更が生じるため確認を行ったところ、制度開始時より届出を行っていない様式があることが判明したため、誠に申し訳ございませんが、今回、事後的に報告を行わせていただくものです。

本件につきましては、2件の届出です。346ページ、届出番号27-105「介護保険負担限度額認定申請書」でございますが、開始年月日を平成17年10月1日として届出を行うものです。次に348ページ、届出番号27-106「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」でございますが、こちらにつきましては開始年月日を平成12年2月14日として届出を行うものです。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続きまして、350ページです。「社会保険等事務業務について」、職員課の案件でございます。

本件につきましても、番号法の施行に伴い、個人番号の利用事務についての確認をしていたところ判明したものでございます。現状、行われている委託について、条例第27条に基づき、事後的に今回、諮問させていただくものでございます。

内容としましては、非正規職員の雇用に関係し、社会保険等の事務手続きが膨大化していくなかでの運営にあたり、平成11年度より業務の一部を社会保険労務士へ委託していたところでしたが、現時点まで諮問がなされていなかったことが判明したものです。諮問事項につきましては、次ページを御参照ください。

委託の内容は、非常勤嘱託職員等に係る社会保険及び労働保険に関する事務手続き及び相談業務です。また、個人情報の内容につきましては、352ページを御覧ください。353ページ以降に、契約の際の約款を参考として添付しております。よろしくをお願いいたします。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【亀山委員】

これは、諮問をしていないのに委託業務を行っていたということですかということ、委託の内容の継続的委託との記載がありますが、これは一度契約をすると同じ業者と継続して契約されるということですか。

【職員課長】

こちらにつきましては、委託開始の時点で諮問を行っておらず、その後の漏れがないかどうかの点検の際にも判明しなかったため、現在に至ってしまったものでございます。それから契約につきましては、単年度で行っているものでございます。

【人事研修係長】

補足させていただきます。契約につきましては、基本的には社会保険労務士事務所と単年度で契約をさせていただいておりますが、委託につきましては、継続的に職員は採用し、その都度手続きが発生しますので、委託先が変わる可能性は

ございますけれども、委託すること自体は、継続的に続くということで継続的という表記をさせていただいております。

【亀山委員】

分かりました。現在、委託している業者は、ここに記載されているところということですね。

【人事研修係長】

そうです。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

以上をもちまして、諮問並びに報告事項についての審議を終了いたしました。

それでは、本日の日程の「その他」に移ります。事務局から「その他」の報告等の説明をお願いいたします。

【総務課長】

一つ目でございます。「行政不服審査法の全部改正に伴う小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の一部改正について」、359ページを御覧ください。

条例の一部改正についての報告をさせていただきます。まず1として、改正の理由を記載させていただきます。

平成26年6月に全部改正された、行政不服審査法の施行に伴い、それぞれの条例に規定された不服申立ての手続きについて、改正法との整合を図るため、一部改正を行うものでして、平成28年第1回市議会定例会に上程する予定でございます。

次に2として、条例改正の主な項目として、3点まとめておりますが、一つ目が重要な規定となります。改正法における不服審査体制の適用除外というものでございます。改正法による不服審査制度のポイントは、処分に関与しないものとして、審理員という職が審理することにより公正性を確保すること及び第三者機関たる行政不服審査会による点検を行うことで、採決の客観性・公正性を高めることとなります。

当市の情報公開制度等における現在の不服審査体制は、優れた識見を有する委員で構成される合議性の附属機関である情報公開・個人情報保護審査会により、実施機関の判断の妥当性について審査をしております。このことから、現行の審

査会による不服審査体制は、改正法による審理員及び行政不服審査会の機能を併せ持っており、既に公平性・客観性が担保されていると考えてございますので、現行の不服審査体制を維持し、改正法の審理員及び行政不服審査会による審査体制の適用を除外することを、条例で規定することとなります。改正法は、このような適用除外を、条例で規定することを許容しておりまして、まさにこのような情報公開・個人情報保護審査会を想定しているところでございます。

2、3は、用語の整備ということでございます。次ページ以降に、現状と改正後の一般的な不服審査体制のイメージ、そして条例案の新旧対照表をその後に載せてございますので、御参照ください。

【松行会長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【白石委員】

議会には、第4回定例会で既に上程して議決されているのか、それとも第1回定例会に上程するのかどちらですか。

【総務課長】

次回、第1回定例会に上程いたします。

【白石委員】

ということで、まだ「案」ということですね。

【総務課長】

はい。

【松行会長】

他に御意見、御質問ありますか。

特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、その他の次回の日程について説明をお願いします。

【総務課長】

次回の予定につきまして、5月27日の金曜日に会議室がとれておりますので、御都合よろしければ、お願いしたいと思います。

【松行会長】

ただいま事務局から次回の日程について提案がございました。平成28年5月27日金曜日とのことですが、よろしいでしょうか。御承認いただければ、次回は、5月27日金曜日午後6時から、当801会議室にて開催をいたしたいと思

いますので、よろしく願いいたします。

【松行会長】

それでは、今日は極めて多数の案件について慎重審議をいたしました。なるべく早く、かつ、漏れなく慎重に審議を行いたいと会長としては、いつも心がけていますけれども、本日は9時を越すことなく、全ての審議を終了することができました。これは、ひとえに審議会委員の努力の賜物であり、また事務局の懸命の支援があつてのことだと思っておりますので、最後に会長として厚く、感謝申し上げます、本日の審議会を散会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —